

## 山県市中小企業等活性化補助金交付要綱

令和2年3月18日

告示第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、山県市中小企業及び小規模企業振興基本条例（令和元年山県市条例第13号）第1条を達成することを目的とし、市内で事業を営む事業者の持続的な経営、事業の発展及び市内の経済・産業の活性化のため、市が自ら課題に取り組む事業者に対し、必要と認める事業に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山県市補助金等交付規則（平成15年山県市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で営利などの目的を持って事業を営む中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者
- (2) 特定支援機関 補助事業者の経営力向上及び多様な人材育成並びに新規創業者及び創業予定者への支援ができるよう、経営指導及び技術的支援並びに経営力向上セミナー等、伴走型支援を行う団体
- (3) 一般型事業 生産性の向上等により経営の発達・拡大、新商品の開発等による販路開拓及び労働環境改善等による人材の定着に効果が見込まれる事業
- (4) 創業型事業 山県市商工会（以下「商工会」という。）が行う創業塾修了者が起業する事業及び地域の課題を解決するビジネスとして市長が特別に認める事業者が行う事業（事前協議が必要）
- (5) 小規模型事業 事業の継続に必要な業務改善事業及び円滑な事業承継に必要な事業
- (6) ポストコロナ特例事業 一般型事業の経営の効率化・深化のうち、デジタルトランスフォーメーション化（以下「DX化」という。）又は脱炭素化の対策に取り組む事業
- (7) 人材定着特例事業 一般型事業のうち山県市さくらカンパニー認定制度

実施要綱（令和元年山県市告示第107号）第8条で認定された補助事業者（以下「さくらカンパニー認定事業者」という。）が行う従業員の労働環境を改善する目的で行う事業

（8） 地域内循環型事業 地域内で生産、加工、販売、消費、資金等が循環する地域経済を指し、補助事業の支出先を市内に向けてすることで資金を市内循環させる事業

（補助事業者）

第3条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、本人（法人にあっては代表者）及び従業員は、山県市暴力団排除条例（平成24年山県市条例第4号）第2条に規定する暴力団員でない者かつ暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していない者とする。

（1） 法第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者であって、市内に事業所（法人の場合は本社に限る。）を有している者

（2） 市内の個人事業主及び市内に主な事業拠点を有する創業者又は創業予定者（補助年度の前年度4月1日から当該年度12月31日までに開業し、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項に基づく特定創業支援等事業を受講した者又は受講する者）（以下「創業者等」という。）である者

（3） その他、市長が適当と認める者

（補助事業）

第4条 補助事業の区分及び対策項目は、別表第1のとおりとする。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、次の各号のいずれにも該当するものとし、区分及び対象経費は、別表第2のとおりとする。

（1） 補助事業の遂行に必要と認められる経費

（2） 交付決定日以降に発生し、期限内に支払が完了した経費（外国通貨の場合は、支払日当日の公表仲値で円換算）

（3） 証拠書類等により支払金額が確認できる経費

（補助金の額）

第6条 補助金の補助率及び補助額は、別表第3のとおりとする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるもの

とする。

- 2 補助金の交付は、1回限りとする。ただし、補助事業を継続することにより、より効果が得られる事業については、この限りでない。

(特定支援機関)

第7条 特定支援機関は、別表第1の対策項目を支援するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 補助事業者への経営指導
- (2) 補助事業者への技術的支援
- (3) 補助金の交付申請、変更申請、実績報告書等、各種提出書類に係る補助
- (4) その他補助事業者が目的を達成するために必要な事項

- 2 特定支援機関に指定する団体は、商工会とし、前項の事項を実施するために必要な経費は、市が負担することができる。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付申請は、規則に定めるところによる。この場合において、補助金交付申請書には、山県市中小企業等活性化補助金事業計画書(様式第1号)及び山県市中小企業等活性化補助金誓約書(様式第1号の2)を添付しなければならない。また、第2条第6号のポストコロナ特例事業における脱炭素化事業を実施する場合、山県市中小企業等活性化補助金脱炭素化事業実施計画書(様式第1号の3)を添付しなければならない。

- 2 申請期間は、当該年度の5月2日から5月31日までとする。ただし、申請期間内に予算の範囲を超えた場合は、申請受付を終了し、超えない場合は、申請期間の延長を行うことができる。

(補助金の交付決定)

第9条 補助金の交付決定は、規則に定めるところによる。

- 2 市長は、補助金の交付決定に当たり補助事業者に対して条件を付することができる。

(事業計画等の変更申請)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定後に次に掲げる事業計画の変更がある場合は、山県市中小企業等活性化補助金事業(変更・中止)承認申請書(様式第2号)により、市長に申請するものとする。

- (1) 交付決定額が20%以上減額となる事業内容の変更を伴う場合

(2) 大幅な事業内容の変更がある場合

(3) 補助事業を中止する場合

(補助金の変更交付決定)

第11条 補助金の変更交付決定は、山県市中小企業等活性化補助金事業（変更・中止）承認決定通知書（様式第3号）により補助対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第12条 補助金の交付決定の取消しは、規則に定めるところによる。

2 市長は、前項の規定における当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、山県市中小企業等活性化補助金返還請求書（様式第4号）により、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

第13条 補助事業者は、前条第2項の規定による補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した金額を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき延滞利息の割合を乗じて計算した延滞金を市に納付しなければならない。

4 市長は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産処分の制限等)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

(1) 業務時間外、休日等を利用して補助事業の遂行に支障を来さない範囲で一時的に転用する場合又は処分制限財産（施設に限る。）の一部（おおむね1

0%を超えない範囲に限る。)について附帯設備の設置を行う場合、その他当該転用が極めて軽微であると認められる場合

(2) 補助目的たる事業を遂行するために必要な処分制限財産の機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合

(3) 補助事業の成果の全部又は一部を商品化するために必要な技術開発(試作品をもとに需要者の意見等を踏まえて商品化に向けた改良を行う等、本格的に商業ベースでの生産を行う段階に入る直前までの段階を含む。)、又は当該補助金の交付決定の対象となった事業の目的を達成するために必要と認められる関連技術の開発(基礎研究、応用研究、実用化研究等のいかなる段階にあるかを問わない。)に使用する場合

2 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から別表第4に定める期間内において財産を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、財産処分の内容により補助金に相当する額を限度として補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(実績報告)

第15条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業完了後速やかに規則第6条に定める補助金実績報告書に山県市中小企業等活性化補助金実績報告書(様式第5号)を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第16条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、山県市中小企業等活性化補助金交付額確定通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第17条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後、規則に定めるところにより補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第18条 補助金の交付は、原則として補助事業完了後に交付するものとする。ただし、市長が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することがで

きるものとする。

(書類、帳簿等の整備及び保存)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を事業が完了した年度の翌年度以後5年間保存するものとする。

(補助事業の表示及び公開)

第20条 補助事業者は、補助事業について補助金の交付を受けて実施する旨を表示するものとし、表示に要する経費は、補助対象とする。

2 市長は、本事業を広く普及するため、補助事業の実施内容を市民に公開する。

3 補助事業者は、前項により市長が行う実施内容の公開に協力しなければならない。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条、第7条関係)

区分	対策項目
A	生産性の向上
B	経営の効率化・深化
C	多様な人材の活躍
D	販路開拓・拡大
E	事業継続・承継

別表第2 (第5条関係)

区分	補助対象経費
科目	①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥借料、⑦専門講師等謝金、⑧専門講師等旅費、⑨設備処分費、⑩委託費、⑪外注費、⑫人材採用・育成費及び⑬他に市長が認める経費
対象経費	・事業者の事業計画の遂行に必要なものと明確に特定できる経費 ・交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費。ただし、創業者等については創業準備期間も対象とする。 ・展示会等の出展申込み経費。ただし、交付決定前の申込みは補助対

象とし、請求書の発行が交付決定日以後のものを対象とする。

- ・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費
- ・中古品については、2者以上の事業者から型式や年式が記載された見積りを取得した価格の妥当性が証明できる経費

※上記に該当しない経費は、別に定める。

別表第3（第6条関係）

補助率及び補助額

分類	事業	補助率	補助額
一般型事業	別表第1のA～Dの対策に取り組む事業で設備投資等を伴う事業	1 / 2 (2 / 3)	上限2,500,000円
	上記で設備投資等を伴わない事業 (軽微な設備投資可)	1 / 2 (2 / 3)	上限800,000円
創業型事業	商工会が行う創業塾修了者が行う起業に必要な事業	2 / 3 (3 / 4)	上限800,000円
	創業者等が取り組む地域課題解決に効果のある事業	2 / 3 (3 / 4)	上限800,000円
小規模型事業	別表第1のEの対策に取り組む事業	2 / 3 (3 / 4)	上限400,000円
ポストコロナ特例事業	別表第1のBの対策のうち、DX化又は脱炭素化に取り組む事業	2 / 3 (3 / 4)	上限2,500,000円
人材定着特例事業	別表第1のCの対策をさくらカンパニー認定事業者が行う事業で設備投資を伴う事業	2 / 3 (3 / 4)	上限2,500,000円
	上記で設備投資を伴わない事業(軽微な設備投資可)	2 / 3 (3 / 4)	上限800,000円

( ) 内の補助率は地域内循環型事業として補助対象経費の80%以上を市内事業者等に支出する事業

別表第4（第14条関係）

補助額	制限期間
40万円未満	5年間
40万円以上	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間

山県市長 様

補助事業者  
住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名

山県市中小企業等活性化補助金事業計画書

1 補助事業名

2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

(1) 補助対象に要する経費 円（税抜き）

(2) 補助金交付申請額 円（税抜き）

3 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

別紙 概要調書のとおり

(添付書類)

- ・概要調書
- ・補助事業の経費が証明できる書類（内訳明細書を含む見積書）
- ・山県市中小企業等活性化補助金誓約書（様式第1号の2）

◇法人の場合

- ・貸借対照表・損益計算書（販売費一般管理費、製造原価報告書）（直近1期分）
- ・現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

◇個人事業主の場合

- ・直近の確定申告書（第一表、第二表）（直近1期分）
- ・収支内訳書（1・2面）又は所得税青色申告決算書（1～4面）（直近1期分）  
※収支内訳書がない場合は貸借対照表及び損益計算書（直近1期分）を作成し提出

◇創業予定者又は決算期を一度も迎えていない法人・個人事業主の場合

- ・開業届（法人の場合は現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）を提出  
（創業予定者の場合は事業終了までに提出）

◇ポストコロナ特例における脱炭素化に取り組む事業の場合

- ・山県市中小企業等活性化補助金脱炭素化事業実施計画書（様式第1号の3）



2. 事業計画（補助金の使途）

①補助事業名：

②補助事業の実施場所（住所）：

③補助事業の具体策（補助金を使って何をやるのかを具体的に記入してください）

④現状の様子がわかる写真等：別紙のとおり

⑤補助事業による効果（補助事業によって、自社に期待できる効果を記入してください。また、対策項目が生産性の向上の場合、具体的な数値目標を記入してください。）

3. 補助対象事業

①事業区分（以下の区分から1つ選択）

区分	対策項目	内容（例）
A	<input type="checkbox"/> 生産性の向上	先端設備器機の導入
B	<input type="checkbox"/> 経営の効率化・深化	I T・I o T・D X化の促進、脱炭素化の促進
C	<input type="checkbox"/> 多様な人材の活躍	労働環境改善・人材確保
D	<input type="checkbox"/> 販路開拓・拡大	新商品の開発・P R
E	<input type="checkbox"/> 事業継続・承継	業務改善・事業承継・業態変更

②事業類型（以下の類型から1つ選択）

（補助率及び補助額）

分類	事業	補助率	補助額
一般型事業	<input type="checkbox"/> A～Dの対策に取り組む事業で設備投資等を伴う事業	1 / 2 (2 / 3)	上限 250万円
	<input type="checkbox"/> 上記で設備投資等を伴わない事業（軽微な設備投資可）	1 / 2 (2 / 3)	上限 80万円
創業型事業	<input type="checkbox"/> 商工会が行う創業塾修了者が行う起業に必要な事業	2 / 3 (3 / 4)	上限 80万円
	<input type="checkbox"/> 創業者が取り組む地域課題解決に効果のある事業	2 / 3 (3 / 4)	上限 80万円
小規模型事業	<input type="checkbox"/> Eの対策に取り組む事業	2 / 3 (3 / 4)	上限 40万円
ポストコロナ特例	<input type="checkbox"/> Bの対策のうち、DX化に取り組む事業	2 / 3 (3 / 4)	上限 250万円
	<input type="checkbox"/> Bの対策のうち、脱炭素化に取り組む事業		
人材定着特例	<input type="checkbox"/> C（※1）の対策をさくらカンパニー（※2）認定事業者が行う事業で設備投資を伴う事業	2 / 3 (3 / 4)	上限 250万円
	<input type="checkbox"/> 上記で設備投資を伴わない事業（軽微な設備投資可）	2 / 3 (3 / 4)	上限 80万円

（ ）内の補助率は地域内循環型事業として補助対象経費の8割以上を市内事業者等に支出する事業

※1 Cの「多様な人材の活躍」とは、労働環境改善・人材確保を優先し従業員の労働環境を改善する目的で行う事業を優先する。

※2 さくらカンパニーとは、山県市さくらカンパニー認定制度実施要綱（令和元年山県市告示第107号）第8条で認定された補助事業者で、人手不足の解消や女性が活躍できる労働環境を創出することを目的に、ワーク・ライフ・バランス推進や女性活躍推進に積極的に取り組んでいる事業所を認定。本事業では補助率の優遇措置が受けられるほか、当市HPへの掲載やハローワークの求人票に「おすすめ企業」として掲示される特典がある。

③経費予算表

(単位：円)

	補助対象経費区分	経費内訳 (単価×数量等)	費用支払先 (いずれかに○)	補助率	補助対象経費 (税抜)	補助金交付申請額
1			山県市内 山県市外		円	円
2			山県市内 山県市外		円	円
3			山県市内 山県市外		円	円
合計			山県市内 山県市外		円	円

【審査 コメント欄】

別紙（現状がわかる写真等）

様式第1号の2（第8条関係）

山県市長 様

## 山県市中小企業等活性化補助金誓約書

私は、山県市中小企業等活性化補助金の交付申請に当たり、下記1から14までの内容について誓約します。

1. 申請した事業は、他の補助金の交付を受けていません。
2. 要綱の内容を確認しており、申請書及び添付資料に記載した内容・情報・資料に偽りはありません。
3. 業種にかかる必要な営業許可等を全て有しています。
4. 補助事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を事業が完了した翌年度以後5年間保存します。
5. 交付決定後に事業内容に変更等があった場合、すみやかに山県市商工会に相談します。
6. 本補助金の交付後に要件を満たさないことが判明した場合又は申請内容に虚偽等が判明した場合は補助金の返還に応じます。
7. 補助事業によって取得し、又は増加した財産を市長の承認を受けずに、目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供しません。
8. 事業完了後に補助金の交付を受けて実施した旨を表示します。
9. 事業完了後、原則1か月以内に実績報告書を山県市商工会に提出します。
10. 補助事業の内容の公開に協力します。
11. 事業完了から1年後の経過報告書を期日までに山県市商工会に提出します。
12. 個人住民税の特別徴収制度を実施しています。（山県市税務課に照会する場合があります。）
13. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、山県市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していません。
14. その他要綱・実施要領に記載する事項に関して遵守します。

【署名欄】 署名年月日 年 月 日  
所在地（個人事業主の場合は自宅住所）  
申請事業者名  
代表者役職・氏名

年 月 日

山県市長 様

補助事業者  
住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名

山県市中小企業等活性化補助金脱炭素化事業実施計画書

1 補助事業名

2 脱炭素経営の取り組み

(1) 現状の課題

(2) 課題解決に向けた取り組み（当事業含む）

(3) 今後の方針

3 二酸化炭素削減効果

(1) CO2 削減効果推定値 (年間 CO2 削減量)	
(2) CO2 削減効果の算出 過程および根拠	別添の資料のとおり
(3) CO2 削減コスト (円/ t-CO2)	

※二酸化炭素削減効果については、環境省「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」の内容を確認した上で、「ハード対策事業計算ファイル」で算出した数値を記載すること。

4 添付資料

- ・CO2 削減効果の算出過程および根拠の確認できる資料
- ・「ハード対策事業計算ファイル」で算出した数値が確認できる資料
- ・現在、脱炭素経営を推進していること又は今後、推進していくことが確認できる資料  
(申請時に未実施の事業者の場合、実績報告までに確認できる資料の提出が必要)

例 補助事業者の代表による脱炭素経営の宣誓書およびその旨の対外的な発信が確認できる資料  
又は、脱炭素経営等にかかる認定制度への参加が確認できる資料 等

山県市長 様

補助事業者

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

山県市中小企業等活性化補助金事業（変更・中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山県市中小企業等活性化補助金交付対象事業の施行については、下記により

（ 交付対象事業の交付決定額を変更したいので  
交付対象事業の内容を変更したいので  
交付対象事業を中止したいので ） 承認されるよう申請します。

記

1 事業名

2 既交付決定額及び変更交付申請額

既 交 付 決 定 額	変 更 額	変 更 交 付 申 請 額
円	円	円

3 変更(中止)理由

4 変更内容

変更前の内容	変更後の内容

注1 補助対象事業に関する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更に係る承認申請にあつては、山県市中小企業等活性化補助金事業計画書(様式第1号)を添付すること。

2 交付決定額に変更のない承認申請にあつては、「2 既交付決定額及び変更交付申請額」中「変更額」及び「変更交付申請額」欄の記載は不要。

3 補助事業の中止に係る承認申請にあつても、「2 既交付決定額及び変更交付申請額」中「変更額」及び「変更交付申請額」欄を記載すること。

4 補助対象事業の中止及び内容に変更のない承認申請にあつては、「4 変更内容」欄の記載は不要。

交付決定者 様

山県市長

(公印省略)

山県市中小企業等活性化補助金事業（変更・中止）決定通知書

年 月 日付で（変更・中止）申請のありました、山県市中小企業等活性化補助金事業につきましては、下記のとおり変更を決定しましたので、山県市中小企業等活性化補助金交付要綱第11条の規定により、通知します。

記

1 事業名

2 既交付決定額及び変更交付決定額

既 交 付 決 定 額	変 更 額	変 更 交 付 決 定 額
円	円	円

3 変更(中止)理由

4 変更内容

変更前の内容	変更後の内容

様式第4号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

交付決定者 様

山県市長

（公印省略）

山県市中小企業等活性化補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定し交付した山県市中小企業等活性化補助金について、山県市中小企業等活性化補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり返還を請求します。

記

返還金額	金 円
返還理由	
返還期限	
備考	

山県市長 様

補助事業者  
住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名

山県市中小企業等活性化補助金実績報告書

上記補助事業を 年 月 日付けで完了したので、山県市中小企業等活性化補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

- 1 交付決定 年 月 日付け 第 号
- 2 事業計画の変更 年 月 日付け 第 号  
(該当する場合記入)
- 3 補助金交付決定額 金 円 (税抜き)
- 4 補助事業に要した経費及び補助金の額
- (1) 補助事業に要した経費 金 円 (税込み)
  - (2) 補助対象経費 金 円 (税抜き)
  - (3) 補助金の額 金 円 (税抜き)

5 事業の実績報告

(1) 事業名

(2) 事業区分および事業類型

区分	対策項目	内容 (例)
A	<input type="checkbox"/> 生産性の向上	先端設備器機の導入
B	<input type="checkbox"/> 経営の効率化・深化	I T ・ I o T ・ D X 化の促進、脱炭素化の促進
C	<input type="checkbox"/> 多様な人材の活躍	労働環境改善・人材確保
D	<input type="checkbox"/> 販路開拓・拡大	新商品の開発・P R
E	<input type="checkbox"/> 事業継続・承継	業務改善・事業承継・業態変更

## (補助率及び補助額)

分類	事業	補助率	補助額
一般型 事業	<input type="checkbox"/> A～Dの対策に取り組む事業で設備投資等を伴う事業	1 / 2 (2 / 3)	上限 250万円
	<input type="checkbox"/> 上記で設備投資等を伴わない事業（軽微な設備投資可）	1 / 2 (2 / 3)	上限 80万円
創業型 事業	<input type="checkbox"/> 商工会が行う創業塾修了者が行う起業に必要な事業	2 / 3 (3 / 4)	上限 80万円
	<input type="checkbox"/> 創業者が取り組む地域課題解決に効果のある事業	2 / 3 (3 / 4)	上限 80万円
小規模 型事業	<input type="checkbox"/> Eの対策に取り組む事業	2 / 3 (3 / 4)	上限 40万円
ポスト コロナ 特例	<input type="checkbox"/> Bの対策のうち、DX化に取り組む事業	2 / 3 (3 / 4)	上限 250万円
	<input type="checkbox"/> Bの対策のうち、脱炭素化に取り組む事業		
人材定 着特例	<input type="checkbox"/> C（※1）の対策をさくらカンパニー（※2）認定事業者が行う事業で設備投資を伴う事業	2 / 3 (3 / 4)	上限 250万円
	<input type="checkbox"/> 上記で設備投資を伴わない事業（軽微な設備投資可）	2 / 3 (3 / 4)	上限 80万円

（ ）内の補助率は地域内循環型事業として補助対象経費の80%以上を市内中小事業者等に支出する事業

## (3) 事業の具体的な取組内容

施工前の写真	施工中の写真	施工後の写真
別紙1のとおり	別紙2のとおり	別紙3のとおり

## (4) 事業成果

(5) 事業の経費状況

経費明細表 (実際の経費)

(単位:円)

	補助対象 経費区分	経費内訳 (単価×数量等)	費用支払先 (いずれかに○)	補助率	補助対象経費 (税抜)	補助額
1			山県市内 山県市外		円	円
2			山県市内 山県市外		円	円
3			山県市内 山県市外		円	円
4			山県市内 山県市外		円	円
5			山県市内 山県市外		円	円
合計			山県市内 山県市外		円	円

※ 補助事業の経費がわかる発注日の確認できる書類、請求書、口座振込の控えを添付すること。

【経費支払時の注意点】

- ・ 原則、経費は「銀行振込」で行う。旅費(証拠書類が別途必要)や現金決済のみの場合は、その理由等を明確にできること。(小切手・手形はすべてにおいて不可)
- ・ 見積書については交付申請時に提出することとなっているが、変更があった場合には見積書(又は価格の妥当性が証明できるもの)を添付すること。
- ・ 発注日の確認できる書類、請求書、口座振込の控えは交付決定日から補助事業終了日の間のものであること。
- ・ 振込手数料は補助対象外とする。
- ・ 補助事業を実施したことの証明ができるもの。

例) 機械設備を導入した購入費用→機械設備の写真、機械設備のカタログ

店舗の改装費用→改装前と改装後の写真、事業内容の分かるもの(平面図、位置図等)

求人広告費→広告のコピー

創業塾受講者→創業塾修了証 等

【今後の経営に関するアンケート】

以下のアンケートにお答えください。

① 経営について課題だと考えていること（複数選択可）

（ア）人材採用 （イ）人材育成 （ウ）組織体制 （エ）販路開拓 （オ）新製品・サービス開発

（カ）販売・仕入れ （キ）設備投資 （ク）生産性向上 （ケ）資金関係 （コ）事業承継

（サ）IT利活用 （シ）その他（ ）

② 上記のうち、最大の課題と考えているものは何ですか？

\_\_\_\_\_

③ 他の補助金・助成金制度に興味がありますか？

（ア）興味がある （イ）興味がない （ウ）どちらともいえない

④ 商工会の経営相談を希望されますか？

（ア）希望する （イ）希望しない （ウ）どちらともいえない

⑤ ご意見・ご要望等がございましたら、お書きください。（任意）

別紙 1 (事業の施工前の写真)

別紙 2 (事業の施工中の写真)

### 別紙3（事業の施工後の写真）

#### 【写真撮影時の注意点】

- ・ 補助事業に関係のないものは可能な限り写らないように撮影してください。
- ・ 同じものを複数購入した場合、可能な限り個数が確認できるように撮影してください。
- ・ 壁や屋根の塗装等の場合、可能な限り、施工部分の全体が確認できるように撮影してください。
- ・ 補助金の表示については、簡単に剥がれない状態で表示して、撮影してください。なお、表示が困難な事業の場合は、市の事業で実施した旨と事業内容が確認できる写真を合わせて事業所内に掲示してください。

様式第6号（第16条関係）

第 号  
年 月 日

交付決定者 様

山県市長

（公印省略）

山県市中小企業等活性化補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で決定通知した山県市中小企業等活性化補助金交付額が下記の通り確定しましたので、山県市中小企業等活性化補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助金交付確定額 金 円（ 円減額）